

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ エ ッ ク	備考
1 食品安全を主な目的とする取組											
きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1	1	1	きのこ栽培施設やその周辺環境、廃棄物、資材等からの汚染防止	共通事項	きのこ栽培施設(関連施設を含む)やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮し、適切な対策をとっている。	食品安全や環境保全を確保するため、それを脅かす危害要因がどこに存在し、どのくらいの確率で発生するかという認識の下でリスク評価を行い、そのリスクを極力回避する。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、対策が十分ではない。		
農薬の使用	2-1	2	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	培地調製	無登録農薬、登録失効農薬は使用していない。	現在、菌床栽培で認められている農薬は「きのこ用ベンレート水和剤」のみである。	毎作業時	・該当外(農薬は使用していない) ・適正に使用している。 ・使用方法に誤りがあった。		
	2-2	4	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	培地調製	農薬は、ラベルに記載された内容(使用できる農作物、使用量、希釈倍率、使用時期、使用回数、有効期限、使用方法等)を守って使用した。	現在、菌床栽培で認められている農薬の「きのこ用ベンレート水和剤」の使用方法は培地混和に限られており、対象品目ごとに希釈量が決められている。	毎作業時	・適正に使用している。 ・使用方法等に誤りがあった。		
水の使用	3	6	6・13	衛生的な水の使用	共通事項	きのこの栽培施設で使用する水は、直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲用適の水である。	食品安全だけでなく、きのこの品質保持のためにも、病原性微生物やその他有害物質に汚染されていない水を使用する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、記録している。	使用する水の安全性を確保する。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	水道水以外の水を使用する場合には、年1回以上水質検査を行い、成績書を1年間に1回以上保存している。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行っている。	使用する水の安全性を確保するとともに、情報開示が求められた際の備えとして記録を保管しておく。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
菌床培地の製造	4-1	-	7	菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱	培地調製	オガコ、チップ等の保管は、排水をよくし、飛散の防止策を講ずる等適切に行っている。	オガコ、チップ等の品質劣化は、きのこの品質や収量の低下につながる。また、保管に際し、散水や雨水により浸み出してくるヤニ等を含んだ汚水が河川へ流れ込まないように対処するとともに、粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に配慮する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					培地調製	培地資材は品質に変化を起こさないように適切な保存管理を行っている。	米ぬか等培地資材の酸敗や病害虫汚染等による品質劣化は、きのこの品質や収量の低下につながる。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

菌床きのこ ■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ エ ック	備考
菌床培地の製造	4-1	-	7	菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱	栽培準備	種菌は受入れ後、できるだけ速やかに使用することとし、保管に際しては適切な条件下で行っている。	種菌の活力低下や病虫害汚染等の障害は、甚大な被害につながる。	毎作業時	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
菌床培地の製造	4-2	-	8	培地調製、種菌接種等の衛生的な実施	殺菌～冷却	詰込み完了した培地は速やかに適切な温度と時間で殺菌し、殺菌終了後、清浄度が保たれた冷却室で一定温度になるまで冷却している。	殺菌～冷却工程における害菌汚染は、甚大な被害につながる。	毎作業時	・実施している。		
					接種	接種作業は清浄度が保たれた環境下で、無菌的に一定量の種菌を適切に接種している。 液体種菌では接種時にノズルの目詰まりのチェック、接種終了後に機器や配管の洗浄・滅菌を適切に行っている。また、特に培養初期の環境浄化・清浄管理に努めている。	接種工程における害菌汚染は、甚大な被害につながる。また、種菌の接種量が少ない場合、または不均一な場合、菌糸活着が遅れるだけでなく、菌床が露出した部位を中心に害菌汚染や害虫侵入の危険性が高くなる。液体種菌では1ロットの単位が大きいため害菌汚染による被害規模は更に大きくなり易い。また、システムの種類により液体種菌の配管が長いものは、配管の滅菌温度の確保に時間がかかるものがある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	4-3	-	9	栽培容器等の適切な保管	栽培準備	栽培容器等は組成成分や使用方法等の明らかなものを受け入れ、品質に変化が起きないように適切に管理を行っている。	栽培容器や栓等の材質や取扱いに問題があると、殺菌不良や病虫害汚染、異物混入等の直接的原因あるいは間接的発生助長要因となり、甚大な被害につながる。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	4-4	-	10	施設の温度・湿度等の環境条件の適切な管理	共通事項	栽培施設は各工程に応じて必要となる温度、湿度、二酸化炭素濃度や照度、清浄度等の環境条件を適切に確保し、施設の保守・点検等についても適切に行っている。	栽培環境に問題があると、きのこの収量や品質の低下だけでなく、害菌・害虫等の汚染被害を招く。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	4-5	-	-	製造した菌床の運搬・輸送時の適切な管理(培養センター利用等)	栽培準備	温度管理に注意するとともに、昆虫、微生物、異物等による汚染が起きないように適切に管理を行っている。	出荷する菌床を輸送する際の管理に問題があると、菌床の品質に悪影響を及ぼし、きのこの収量や品質の低下を招くだけでなく、害菌・害虫等の汚染被害を発生させる危険性がある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
栽培管理	5-1	13	12	作業者の衛生管理の実施	共通事項	作業者の健康診断等、食品衛生上必要な健康状態の把握に努めている。	病気に罹患していたり、ケガをしている作業者がきのこに直接または間接的に接触することにより、病原性微生物を汚染させ、そのきのこを介して消費者に病気を伝播する危険性がある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	病気がケガを呈している作業者については、その旨を事業者や管理・責任者等に報告させ、きのこの取扱作業に従事させないようにしている。	病気に罹患していたり、ケガをしている作業者がきのこに直接または間接的に接触することにより、病原性微生物を汚染させ、そのきのこを介して消費者に病気を伝播する危険性がある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)												
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考	
栽培管理	5-1	13	12	作業者の衛生管理の実施	共通事項	衛生的な作業着、帽子、マスク等を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域にはそのまま入らないようにしている。	栽培施設内の衛生的環境を確保・維持するため、汚染区域と分けた衛生管理を徹底するとともに、異物混入に対するリスクを極力回避する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 			
					共通事項	爪を短く切り、マニキュア等は付けず、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等をきのこの取扱施設内に持ち込まないようにしている。	きのこを直接取扱う栽培(生育)室や包装・荷造り室等の衛生区域における作業は、一般的衛生管理を徹底するとともに、異物混入に対するリスクを極力回避する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 			
					共通事項	作業前や用便直後及び汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行っている。	きのこの安全性を確保するとともに、作業時の衛生的環境を維持するため、手指の洗浄や消毒は一般衛生管理上の基本であり、「いつ」「どこで」「どのように」等をマニュアル化しておく。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 			
					共通事項	所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わない。	栽培施設内の衛生的環境を確保・維持するため、区域管理を徹底する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 			
					共通事項	訪問者にも衛生上のルールを守らせるなど、部外者への適切な対応を実施している。	栽培施設内の衛生的環境を維持するため、作業者と同様のルールに則して対応してもらう。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 			
	5-2	14	14		手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	共通事項	手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしている。	きのこの安全性を確保するとともに、作業時の衛生的環境を維持するため、手指の洗浄や消毒は一般衛生管理上の基本であり、「いつ」「どこで」「どのように」等をマニュアル化しておく。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
						共通事項	トイレは定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔にしている。	作業者等が衛生的な状態を保つことで農作物の汚染を防ぐ。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
	5-3	16	10・16		栽培施設、包装・荷造り施設の適切な内部構造の確保と衛生管理	共通事項	栽培施設は、定期的に清掃、洗浄を行うとともに、必要に応じて消毒し、内壁、天井、床及び生育棚は、常に清潔に保っている。	衛生管理に問題がある栽培環境は、病害虫汚染や生育障害等を招き、きのこの収量や品質の低下につながる。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
栽培管理	5-3	-	11	栽培施設、包装・荷造り施設の適切な内部構造の確保と衛生管理	共通事項	収穫、包装・荷造り、保管等を行う場所には、不必要な物品等を置いていない。	きのこを直接取扱う作業においては、異物混入に対するリスクを極力回避する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	窓及び出入口は開放していない。やむをえず開放する場合にあっては、ホコリ、ネズミ、昆虫等の侵入を防止する措置を講じている。	ホコリ、ネズミ、昆虫等は異物混入の直接的な危害対象としてだけでなく、害菌・害虫の媒介にもなり得る。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	排水溝は、排水がよく行われるように清掃し、必要に応じて補修を行っている。	排水は病原性微生物を含む危険性があり、きのこや機械・器具類への汚染を防ぐ。また、排水管からの害虫侵入を防ぐ。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	施設内ではペット等の動物を飼育していない、あるいは侵入を防ぐ措置をとっている。	ペットの体毛は、異物混入の直接的な危害対象としてだけでなく、病原性微生物等の媒介としての危険性もある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	5-4	15	15	機械・器具類、運搬車等の衛生管理	共通事項	包装資材等は食品衛生法による容器包装基準に適合したものを使用している。	食品衛生法の基準に適合していることが確認されたものを使用して安全性を確保する。	購入時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	機械・器具類は清掃や必要に応じて消毒を行い、所定の場所で衛生的に保管している。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備している。	機械・器具類の表面に付着している有害微生物等を含むゴミや残さを放置すると、きのこへの直接的な汚染や被害の拡大につながる。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	きのこに直接触れる収穫用具、まな板、ナイフ等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄消毒を十分にを行い、乾燥させている。	きのこに直接触れる収穫用具等の表面に付着している有害微生物等を含むゴミや残さを放置すると、きのこへの直接的な汚染や被害の拡大につながる。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	洗浄剤、消毒剤、潤滑油、その他化学物質については、食品業界で使用が許可されたものを使用し、保管等の取扱いに十分注意し、きのこへの混入を防止している。	きのこへの化学物質による汚染リスクを回避する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)

区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
栽培管理	5-4	15	15	機械・器具類、運搬車等の衛生管理	共通事項	菌床やきのこの運搬に用いるコンテナ、運搬車等は、常に清潔にするとともに、必要に応じて補修、更新を行い、適切な状態を維持している。	コンテナ等に付着している有害微生物のきのこへの汚染やコンテナ等の破損による異物混入に対するリスクを極力回避する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
	5-5	16	10・11	きのこの清潔で衛生的な取扱い	共通事項	温度、湿度管理、その他必要な措置を通じてきのこの品質管理に注意している。	不適切な管理によるきのこの品質劣化や病原性微生物の汚染及び増殖を防ぐ。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
	5-6	21	17	栽培～収穫、包装・荷造り、運搬時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	共通事項	原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じて検査している。	包装・荷造り工程におけるきのこへの交叉汚染を防止する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	異物、微生物、昆虫、ネズミ、化学物質等による汚染防止を図っている。防除対策を実施した場合は記録している。	包装・荷造り工程におけるきのこへの交叉汚染を防止する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	照明器具はLEDか飛散防止型蛍光灯に切り替えている	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	照明器具は定期的に破損の有無、点灯の確認を行っている(生育室については毎日確認している)	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	抑制機など移動型の照明器具については落下の恐れが無いか確認している	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・移動型の照明器具は使用していない。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	光による捕虫器を使用している場合は落下や破損の恐れが無いか確認している	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・光による捕虫器を使用していない。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	照明器具の交換はきのこの栽培が無い時に行うか、きのこに清潔なシートをかぶせるなど、異物の混入が起らないよう、配慮して行っている	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	ドアガラスには飛散防止フィルムを貼るか樹脂ボードを使用する等、破損の恐れがないよう配慮している	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	落雪による窓ガラス等の破損の恐れがないか、施設の周りを確認している	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	古い機器については、錆・腐食の程度を確認し、早目の更新を心がけている	ガラス片などの「消費者に健康被害を及ぼす可能性のある危険な異物混入の恐れ」を防ぐため	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
栽培管理	5-6	21	17	栽培～収穫、包装・荷造り、運搬時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	共通事項	決められた場所以外での喫煙、飲食の禁止を徹底している	「異物混入の恐れ」を防ぐため	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
2 環境保全を主な目的とする取組											
農薬による環境負荷の低減対策	6-1	4・22	18	農薬の使用残が発生しないように必要な量を秤量して培地を調製	培地調製	農薬を含んだ菌床培地が余ることのないよう適正に培地を調製している。	培地調製時に農薬を含んだ培地が余り、栽培に使用しなかった場合、「産業廃棄物」としての取扱いになる。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
	6-2	-	19	病害虫の発生しにくい環境づくり	共通事項	栽培施設全体を見渡し、病害虫が発生しにくい栽培環境を作り、経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するよう適切な手段を選択して謹んでいる。	農薬を使用しない栽培管理に努め、病害虫が発生しにくい栽培環境づくりを心掛ける。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
廃棄物の適正な処理・利用	7-1	33・34	21	きのこ生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	共通事項	廃栽培ビン及び廃栽培袋は産業廃棄物、廃菌床は一般廃棄物として適正に処理し、記録している。	きのこ生産活動に伴う廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物があることを正しく認識し、適正に処理、記録する。一時的に保管する場合は適切に分別して保管する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
					共通事項	使用済み蛍光管については地元市町村の基準に基づいて適切に処理し、記録している。	蛍光管はきのこ生産活動に伴う廃棄物の中で、市町村毎に取扱いが異なるので、市町村の回収方法に準じる。また、蛍光管の破損時に破片は重大事故の原因物質となる危険性が高く、注意が必要である。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
	7-2	34	22	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	共通事項	農業又は林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、焼却していない。	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は禁止されている。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		
7-3	34	23	廃菌床、きのこ残渣等の有機物のリサイクルの実施	共通事項	ほ場に持ち込むと病害虫がまん延する場合などを除き堆肥として土づくりに利用(ほ場に還元)している。	きのこ廃菌床や収穫残さは、有機質資源として有効活用できるものであり、土づくりや堆肥資材等への利用を促進する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 			

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
エネルギー の節減対策	8	35	24	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	共通事項	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修、適切な温度管理、不必要な照明の消灯、エネルギー効率の良い機種の選択、バイオマスエネルギーの利用等により、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めている。	省エネ、節電は社会的な責務であり、また経費節減にもつながる。	毎作業時	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	9	-	25	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施(法令上の義務を含む)	共通事項	きのこ残さや廃培地の管理を徹底し、鳥獣等を引き寄せない取組を実施している。	鳥獣被害防止計画を作成し、地域ぐるみで対策を行う取組を推進していく。	毎作業時	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
3 労働安全を主な目的とする取組											
危険作業等の把握	10	37	26	きのこ生産活動における危険な作業等の把握	共通事項	危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握している。	きのこ生産活動現場における事故が発生しやすい危険作業等の実情を把握し、危害要因がどこに存在し、どのくらいの確率で発生する危険性があるかというリスク認識をもつ。	年1回以上	・実施している。		
					共通事項	万一の事故に備え、緊急時の連絡体制一覧を作成するとともに、応急処置の知識を身につけるなど農作業安全に関する体制を整備している。	農作業事故が発生した場合に備え、緊急連絡先一覧を作成し、普段から被害を最小限に止めるための対応策を整えておく。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
農作業従事者の制限	11	38	27	機械作業、高所作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	共通事項	適当な休養をとり、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めている。	健康管理に関しては、日常的な配慮として取り組む。	毎作業時	・実施している。		
					共通事項	一日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、作業者の体調を勘案して、無理のない作業を行っている。	疲労が蓄積しないように、計画的な作業の実施に取り組む。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
服装及び保護具の着用等	12-1	39	28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管等	共通事項	転倒、落下物等の危険性のある場所においては、ヘルメットを着用している。	作業者の頭部のケガを防止する。	毎作業時	・実施している。		
					共通事項	粉塵のある作業場所においては、防塵マスク等を着用している。	作業者の呼吸器系器官の疾病リスクを回避する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
服装及び保護具の着用等	12-2	39	28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	共通事項	洗浄・消毒作業時には、専用の作業衣、マスク等を着用し、作業後は適正に洗浄、保管している。	安全性に配慮した身支度で作業を行う。	毎作業時	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
作業環境への対応	13	40	29	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	共通事項	安全作業のため作業場等の整理・整頓・清掃(3S)を実施している。	施設内に不要なものがあると農作業事故につながる恐れがあるので3Sに努め、安全を確保する。	年1回以上	・実施している。		
						・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。					
					共通事項	危険箇所の表示板設置等を実施している。	事故につながる恐れのある危険箇所の周知・徹底を図る。	年1回以上	・実施している。		
						・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。					
					共通事項	きのこの栽培場所や関連施設の出入口においては、必要に応じて傾斜の緩和、幅広化等を実施している。	転落あるいは衝突事故につながる恐れのある作業場所におけるリスクを回避する。	毎作業時	・実施している。		
・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。											
共通事項	酸欠の危険のある場所においては、換気の実施、危険表示等を実施している。	酸欠事故につながる恐れのある作業場所におけるリスクを回避する。	毎作業時	・実施している。							
・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。											
機械等の導入・点検・整備・管理	14	41	30	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理(法令上の義務を含む)	共通事項	自己及び他人に危害が生じないよう、日頃から安全意識を持って、機械・器具の日常点検や適正な操作(点検清掃時には電源を切る)等を行い、安全な作業の実施に心掛けている。	作業者は、自分自身はもとより他人にも危害が生じないように、日頃から安全な作業の実施に努める。	毎作業時	・実施している。		
						・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。					
						事前安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても事前に確認を行い、異常がある場合には必要な措置を行っている。	作業者は、自分自身はもとより他人にも危害が生じないように、日頃から安全な作業の実施に努める。	毎作業時	・実施している。		
・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。											
共通事項	運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行っている。	稼働状況や修繕等の記録を通常管理業務や更新時の参考資料として活用する。	毎作業時	・実施している。							
・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。											

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
機械等の利用	15	41	31	機械、装置、器具等の適正な使用	共通事項	取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解している。また、取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにしている。	農業者は、自分自身はもとより他人にも危害が生じないように、日頃から安全な作業の実施に心掛ける。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	緊急時に備えて、家族や作業員全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認している。	緊急時の対応を誰もができるように、事故を想定した上で具体的な対応策を立てておく。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
農薬・消毒剤・燃料等の管理	16	43・44	32	農薬、消毒剤、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)	共通事項	農薬、消毒剤は鍵がかかる専用の場所に保管している。また、管理者を決めている。	農薬や消毒剤は、漏出しないように、また、漏出しても保管場所から外に流出させないように対策を講じる。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					農薬の管理	農薬は飲食物用容器など、他の容器に移し替えをしていない。	農薬の安全使用上、厳禁とする。	毎作業時	他の容器へ移し替えていない。 他の容器へ移し替えた。		
					栽培準備	こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置している。流出した場合は関係機関に連絡し、被害拡大防止対策を講ずる。	灯油等の燃油は、第4類危険物として貯蔵・管理する。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
事故後の備え	17	45	33	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた保険への加入	共通事項	農作業事故が発生した場合に備え労災保険(労働者災害補償保険)に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入している。	農作業中に事故が起きてしまったときの経済的負担に備える。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
4 農業生産工程管理の全般に係る取組											
技術・ノウハウ(知的財産)の保護	18-1	52	34	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	共通事項	新しい技術を「知的財産」として保護・活用するための手段として権利化、秘匿、公開のいずれかを選択している。	農業現場における知的財産の価値や位置づけを認識し、その取扱いに留意する。	事案発生時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ エ ッ ク	備考
技術・ノウハウ(知的財産)の保護	18-2	52	35	登録品種の種菌の適切な使用(法令上の義務)	共通事項	登録品種の種菌を利用(譲渡等)する場合は、権利者の許諾を得ている。また、自家増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。	品種育成者の権利を保護する。	毎作業時	・実施している。		
				・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。							
ボイラー及び压力容器使用時の登録・主任の設置	19	-	36	ボイラー及び压力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置(法令上の義務を含む)	殺菌	小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行い、第一種压力容器は、設置届、落成検査を行っている。	ボイラーや第一種压力容器には潜在的な危険性がある。	設置時	・実施している。		
					殺菌	第一種压力容器(小型压力容器等を除く)の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種压力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任している。	ボイラーや第一種压力容器には潜在的な危険性がある。		毎作業時		
情報の記録・保管	20-1	-	37	きのこの生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	共通事項	GAPに取組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるきのこの生産場所の位置、面積、栽培管理基準等に係る記録を作成し、保存している。	農業を営む上での基本情報として管理する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	20-2	47	38	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	培地調製	農薬を使用したときは、①使用年月日、②使用場所、③対象農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤単位当たりの使用量又は希釈倍率事項を帳簿に記載している。	農薬使用の安全性を確保するとともに、情報開示が求められた際の備えとして栽培履歴を残しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	20-3	48	39	菌床、種菌、培地資材、農薬等資材の購入伝票等の保存	共通事項	過去の生産活動の内容が確認できるよう、菌床、原木、種菌、培地資材、農薬等の購入伝票等を保存している。	安全なきのご供給に資するとともに、情報開示が求められた際や出荷後の食品事故等が起きたときの備えとして栽培履歴を残しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	20-4	48	40	培地資材及び工程別作業について記録し、保存	共通事項	培地資材、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録している。	安全なきのご供給に資するとともに、情報開示が求められた際や出荷後の食品事故等が起きたときの備えとして栽培履歴を残しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	詰込みロットごとに、使用した培地資材の種類と混合量、詰込み数、工程ごとの環境条件と生育状況、害菌の有無等を作業日誌に記録している。	安全なきのご供給に資するとともに、情報開示が求められた際や出荷後の食品事故等が起きたときの備えとして栽培履歴を残しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ エ ッ ク	備考
情報の記録・保管	20-5	-	41	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存(法令上の義務)	殺菌	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を実施し、記録を保存している。	ボイラーや第一種圧力容器には潜在的な危険性があるので、その安全性を担保する上でも、整備・検査に関する記録を保存しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
情報の記録・保管	21	49	42	きのこの出荷に関する記録の保存	出荷	出荷年月日、出荷量等の記録を保存している。	安全なきこの供給に資するとともに、情報開示が求められた際や出荷後の食品事故等が起きたときの備えとして栽培履歴を残しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
生産工程管理の実施	22	53	43	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	共通事項	GAP基準に示された手順のとおり、生産工程管理に取り組んでいる。	「食品安全」「環境保全」「労働安全」を確保するため、生産から出荷に至るすべての工程を点検し、気をつけなければならないことを整理して農場管理のルールを決め、その通りにできたかどうかをチェックして記録に残す。ルール通りにできなかった場合には、何故できなかったのかを確認し、次の栽培に活かす。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
記録の保存期間	23	53	44	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①きのこの出荷に関する記録については1~3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) ②菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については3年間 ③ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については3年間 ④上記①から③に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	共通事項	GAP基準に示された事項のとおり、各記録を保存している。	GAP基準は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められた点検項目に沿ったものであり、各工程における管理の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことにより、持続的な改善活動が可能となる。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
5 その他											
放射性物質汚染の対策	24	11	-	培地資材の放射性物質安全性の確認	栽培準備	培地材料の購入にあたっては放射性物質に係る検査結果等の情報を得ている。また、検査結果(安全検査証明書)等は保管している。	きのこが食品の放射性セシウム濃度基準値を超えないように安全性を確保する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					栽培準備	17都県産の培地材料で放射性物質に係る検査結果が得られない培地材料がある場合は、自らその培地材料の検査を行うか、菌床用培地を製造した段階で菌床用培地の検査を行い、安全性を確認している。	17都県産の培地材料(米ぬか等)は、その原料(玄米等)の放射性セシウムが不検出であっても、検出下限値の放射性セシウムを含んでいる危険性がある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					栽培準備	航空機モニタリングにより放射性セシウム沈着量が「10kBq/m ² を上回った地域」においては培地材料の安全性を確保している。	地表面の放射性セシウム沈着量の合計が10kBq/m ² を上回った地域は、東京電力福島第1原発の事故により放出された放射性セシウムの降下による影響を受けている危険性がある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
研修会への参加	25	-	-	研修会等へ参加、情報等の習得	共通事項	研修会参加や資料により情報を収集している。	GAPの基本理念である「安全で安心な農産物の生産」、「環境と調和した農業の実現」、「農作業安全と事故防止」を理解する。	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・参加し、情報を役立てている。 ・参加していない。 ・参加したが役立てていない。 		
					共通事項	衛生的な取り扱いのための職場研修を行っている。	GAPについての内容や必要性を作業員全員が理解し、習慣として実行していくためには、しっかりとした教育的訓練が必要である。経営者は項目を挙げてチェックするだけでなく、基準を明確にした上で、意識統一を図る。	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。 		